

有機飲食料品に係る主務大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準

認証を行う機関に関する基準

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第16条第1項第1号（法第36条において準用する場合を含む。）の主務大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表1の左欄に掲げる農林物資の種類ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表1 認証を行う機関に関する基準

農林物資の種類	基準
有機農産物	ISO/IEC 17065
有機飼料	
有機畜産物	
有機藻類	
有機加工食品	

制定等の履歴

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第30号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第30号
令和4年10月1日から施行する。